

化学肥料の2割削減に向けた

取り組みを支援します（第5期）

- ◆国は、令和5年度、肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料2割削減に向けた取り組みメニューの定着に向け、各市町村単位の取組を支援する「化学肥料低減定着事業」を実施します。
- ◆本町での第5期公募における取組内容については次のとおりです。
 - 取組メニュー：堆肥の利用拡大支援
農業者が堆肥の運搬・散布について、事業者、又は、芽室町農業協同組合と契約を締結した場合、堆肥の運搬・散布料の一部を支援します。
（運搬・散布料について、4,000円/t以内の支援金を給付します。）
 - 対象期間：令和6年1月末日までに散布契約を締結し、令和5年6月1日から令和6年3月末日までに堆肥の運搬・散布を行うものが対象となります。
- ◆第5期公募における支援金の交付上限額は、500万円ですので、対象期間における堆肥の運搬・散布数量によっては、農業者への支援金の給付額が減少することがあります。
- ◆国等の補助事業の対象となっている堆肥の散布については、対象外となります。
- ◆支援金は、堆肥散布事業者、又は、芽室町農業協同組合が芽室町農業再生協議会（事務局：町農林課農業振興係）に対し、堆肥の運搬・散布の契約を締結した農業者分の申請を行い、決定後に事業者、又は、芽室町農協から農業者に支援金が振り込まれます。 （個人申請ではありません。）
- ◆なお、令和5年度中に散布した堆肥が支援金の対象となるかどうかは、堆肥散布事業者又は芽室町農業協同組合購買課にお問い合わせください。

【本事業に関するお問い合わせ先】 芽室町農業再生協議会

事務局：芽室町役場農林課農業振興係

Tel 62-9725 Fax 62-3757 e-mail n-nougyou@memuro.net